

答申保第79号
令和6年11月29日
(諮問保第101号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和6年2月21日付けで「当方が令和〇年〇月〇日、入院中の〇〇病院において、同院の医師から110番される理由はないのに通報されて〇〇警察の警察官等を現場急行させて、当方の正当行為等を妨害した件の緊急通報処理票」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年2月28日付け鹿地第59号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年3月1日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 先に鹿地第59号令和6年2月28日で保有個人情報不開示決定書の内容を精査する目的で今回審査請求を行うものである。

イ 理由は、緊急通報処理票の作成時には当方は該現場に妻と立ち会っていた事から、一部始終を現認している事実から信実を確認している。

ウ よって、机上の仕事をしている当保有個人情報不開示決定通知書を作成した担当課の誤りを明白に、よって被害者である当方に係る緊急通報処理票を開示を求めるものである。

当方は、〇〇病院に入院中であり、警察権により一方的に追い出され、その後転院した〇〇病院の〇〇内科で〇〇の告知を受けて、来たる〇月〇日に手術を予定している。

エ 結論として、今回、緊急通報処理票が全面不開示となったが当方は現場において当事者である事実から全面開示されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 緊急通報処理票とは、県民等から県警察本部通信指令室に寄せられる事件・事故等に関する110番通報について、受理からその処理に至るまでの業務を一元的に管理し、組織的かつ適正に運用するために作成される書類である。「鹿児島県警察における通信指令業務の運用に関する訓令の運用解釈等について」を根拠として作成している。

(2) 審査請求人が「緊急通報処理票の作成時には当方と妻が現場に立ち会っていた」と主張しているが、緊急通報処理票は、110番通報時に県警察本部通信指令室内の通信指令システムで作成される書類であり、現場において作成されるものではないので、作成時に立ち会っていたという主張は正当ではない。

今回の110番通報時に通報者が審査請求人の前で110番通報した事実は無く、審査請求人が110番通報を現認している事実は無いと判断している。

(3) 原申請は、審査請求人が「入院治療中の〇〇病院において、同病院の医師から110番される理由等は無いのに通報された」際の緊急通報処理票中の審査請求人の情報について開示を求めるものであり、仮に対象情報が存在した場合であっても、同内容が記録された緊急通報処理票は〇〇病院の医師という審査請求人以外の第三者が行った通報の記録であるから、法律第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当する。

(4) 原申請は、〇〇病院の医師という特定個人を名指ししたものであるから、対象情報の有無を答えること自体、「特定個人が110番通報を行った事実の有無」という法律第78条第1項第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」を開示することになる。

(5) 審査請求人の前で通報したとしても、第三者の110番通報の有無や内容について、保有個人情報開示請求に応じるものではない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年3月21日	諮問を受けた。
令和6年4月22日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
6月28日	実施機関から反論書の写しを受理した。
10月23日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 実施機関は、本件処分に係る保有個人情報の存否を答えること自体が、法第78条第1項第2号の不開示情報を開示することとなるため、法第81条の規定により、請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、法第78条第1項第2号の不開示情報該当性及び同法第81条の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

イ 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

(ア) 法第78条第1項第2号

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかの情報に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 本件対象保有個人情報の法第78条第1項第2号該当性について

実施機関の説明によると、本件開示請求の対象となる緊急通報処理票とは、県民等から県警察本部地域課通信指令室に寄せられる事件・事故等に関する110番通報について、受理からその処理に至るまでの業務を一元的に管理し、組織的かつ適正に運用するために作成される書類である。「鹿児島県警察における通信指令業務の運用に関する訓令の運用解釈等について」を根拠として作成している。また、緊急通報処理票は、110番通報時に県警察本部通信指令室内の通信指令システムで作成される書類であり、現場において作成されるものではないということである。

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、〇〇病院において、同病院の医師が110番した通報の記録であり、審査請求人以外の第三者が行った通報の記録であることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められる。

また、本件対象保有個人情報は、特定の個人が実施機関へ通報した内容に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる

したがって、本件不開示情報を、法第78条第1項第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 法第81条

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本条にいう「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、その存否を答えるだけで、○病院において、同病院の医師が実施機関に通報したという事実の有無を明らかにすることになる。

特定の個人が実施機関に通報したという情報は、上記イ(イ)のとおり、法第78条第1項第2号本文に該当する。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法第78条第1項第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。